平成30年第1回玉城町議会定例会会議録(第4号)

- 1. 招集年月日 平成30年3月6日(木)
- 2. 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3. 開 議 平成30年3月15日(金)(午前9時00分)
- 4. 出席議員 (10名)

1番 前川さおり 2番 井上 容子 3番 欠番 4番 竹内 正毅 守 5番 中西 友子 6番 北 7番 坪井 信義 8番 欠番 9番 10番 奥川 直人 11番 山口 和宏 12番 風口 尚 13番 小林 豊

- 5. 欠席議員 なし
- 6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副 町 長 小林 一雄 教 育 長 田間 宏紀 会計管理者 藤川 健 総務課長 中村 元紀 税務住民課長 北岡 明 生活福祉課長 西野 公啓 産業振興課長 中世古憲司 建設課長 博明 東 教育事務局長 中西 元 上下水道課長 中西 豊 病院老健事務局長 田村 優 監査委員 中村 功 総合戦略課主幹 中川 泰成

7. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同書記 宮本尚美 同書記 上村文彦 8.日 程 【討論・採決】

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例の制定について
- 第3 議案第2号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第3号 玉城町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の 一部改正について
- 第5 議案第4号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第5号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一 部改正について
- 第7 議案第6号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第8 議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第9 議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正について
- 第10 議案第9号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指 定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

- 方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第10号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第11号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第13 議案第12号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第14 議案第13号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第15 議案第14号 平成29年度玉城町一般会計補正予算(第5号)
- 第16 議案第15号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4 号)
- 第17 議案第16号 平成29年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算(第2号)
- 第18 議案第17号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3 号)
- 第19 議案第18号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第20 議案第19号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第21 議案第20号 平成29年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)
- 第22 議案第21号 平成29年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)
- 第23 議案第22号 平成29年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第23号 平成29年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1号)
- 第25 議案第24号 平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第26 議案第25号 平成30年度玉城町一般会計予算
- 第27 議案第26号 平成30年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第28 議案第27号 平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第29 議案第28号 平成30年度玉城町山村振興事業特別会計予算
- 第30 議案第29号 平成30年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
- 第31 議案第30号 平成30年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第32 議案第31号 平成30年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
- 第33 議案第32号 平成30年度玉城町病院事業会計予算
- 第34 議案第33号 平成30年度玉城町水道事業会計予算

第35 議案第34号 平成30年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算

第36 議案第35号 平成30年度玉城町下水道事業会計予算

◎開会の宣告 (9時00分開議)

○議長(山口 和宏) ただ今の出席議員数は10名で定足数に達しております。 よって、平成30年第1回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山口 和宏) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって議長において2番 井上 容子君 4番 竹内 正毅君の2名を指名します。

これから、議事に入ります。

◎日程第2 議案第1号から日程第14 議案第13号一括議題

○議長(山口 和宏) 日程第2 議案第1号 玉城町指定居宅介護支援等の事業 の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてないし、日程第14 議案第13号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを一括議 題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案については、総務産業常任委員会及び 教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されて おります。

はじめに、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会 委員長 竹内正毅君。

○総務産業常任委員長(竹内 正毅) 議長から総務産業常任委員会審査の報告を 求められましたので、ただいま議題となっております各議案の審査結果をご報告 します。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託されました、

議案第2号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以下 2件の審査を3月9日、午後1時から第1委員会室において、町長、副町長及び 教育長並びに関係職員の出席の下、審査を行いました。

各議案について、審査結果の報告をします。

まず、議案第2号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、

質疑討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第13号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についても 質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、可決されました。

以上、2件、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長(山口 和宏) 以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。 これから、委員長の報告に対する質疑を行います。 発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 質疑なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 中西友子君。

○教育民生常任委員長(中西 友子) 議長から教育民生常任委員会審査の報告を 求められましたので、ただいま議題となっております議案の審査結果を、ご報告 します。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託されました、

議案第1号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、以下11件の議案の審査を同日午後1時から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席の下、5名の委員会により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案に つきまして、審査結果の報告をします。

まず、議案第1号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例の制定について、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員 で可決されました。

次に、議案第13号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、 質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。次に、議案第3号 玉城町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質 疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第4号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、 質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第5号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員から今回、さくら児童クラブの電動生ごみ処理機委員会50名を30名増員し、80名とするのに伴い、職員についてはどのように考えているのかとの問いに対し、担当課長からさくら児童クラブの1階・2階を40人・40人で

運営しています。指導員を動員し対応していこうと考えております。また、面積 要件についても十分満たしておりますとの答弁でした。

委員から指導員の確保は難しいのではとの問いに、担当課長から資格要件もあり教員や児童福祉士などの研修を受けた職員が担当する上で、業務補助員またパート職員など募集をかけながら運営してまいりますとの答弁でした。

委員から町運営であるが、近隣では外部委託をしているところもあると聞く。 経営費に外部委託と直営での比較をされたことはあるのか。指導員の確保、経費などのことを含め、外部委託、NPO法人、社会福祉協議会なども視野に入れて、 今後、近隣等を参考に検討されたいとの問いに、担当課長から比較したことはありません。このまま持続して運営ができるだろうと考えておりますとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第6号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑・討論はなく、採決の結果、 挙手全員で、可決されました。

次に、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、委員から県一本に改正するにあたり、保険料の変更など変わった点は何かとの問いに対し、担当課長から保険料率、資格など保険者、いわゆる国民健康保険に加入いただいている方へのこれまでの手続き、窓口での対応など今回の都道府県化に伴いまして、現段階では変更はありませんとの答弁でした。

また、委員から例えば第7条の葬祭費は3万円を5万円に改正しているが、県下で統一するという理解でよいのとの問いに、担当課長から県下同額という決まりはありません。また、広域化に合わせ75歳からの後期高齢者医療制度におきましても、県下5万円となっておりますので、玉城町もこの際にこれに合わせましたとの答弁でした。

質疑を終了し討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正について、質疑・討論はな く、採決の結果、挙手全員で、可決されました。

次に、議案第9号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第10号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第11号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第12号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員から主任介護専門員にあたる職員は、今、何名いるか。また一つの地域包括支援センターが担当する地域における第1号被保険者の数が職員数に合致しているのかの問いに対し、担当室長から現在、地域包括支援センターに1名配置しております。玉城町の介護保険の第1号被保険者数が4,000名少々ですので、玉城町については現在1名の配置で適正ですとの答弁でした。

ほか質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。 以上、教育民生常任委員会委員長に付託されました議案の審査結果とします。

○議長(山口 和宏) 以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。 これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 質疑なしと認めます。

発言を許します。

これで、教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。これから、議案ごとに討論・採決を行います。

○議長(山口 和宏) はじめに、議案第1号 玉城町指定居宅介護支援等の事業 の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、討論を行います。 討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員拳手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第1号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準等を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されま した。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第2号 玉城町職員の育児休業等に関する条例

の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第2号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第3号 玉城町介護給付費準備基金の設置及び 管理に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 玉城町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第3号 玉城町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する 条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第4号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第4号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第5号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員拳手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第5号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第6号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員拳手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第6号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり 可 決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正に

ついて、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正について、採決します。 本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

〇議長(山口 和宏) 次に、議案第9号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準等を定める条例の一部改正について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員拳手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第9号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第10号 玉城町指定地域密着型サービスの事業 の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員拳手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第10号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとお り可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第11号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第11号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第12号 玉城町地域包括支援センターの人員及 び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。 討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第12号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第13号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の 一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第13号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号から日程第36 議案第35号の一括議題

○**議長(山口 和宏)** 次に、日程第15 議案第14号 平成29年度玉城町一般会計補正予算(第5号)ないし、日程第36 議案第35号 平成30年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案については、予算決算常任委員会に付 託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 風口尚君。

○予算決算常任委員会委員長(風口 尚) 議長から予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております、各議案の審査結果をご報告いたします。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第14号 平成29年度玉城町一般会計補正予算(第5号)ないし議案第35号 平成30年度玉城町下水道事業会計予算、22件についての議案の審査を、同日午後1時50分から及び3月12日、午前9時から第1委員会室において、町長、副町長並びに教育長、また関係職員の出席と議長同席の下、9名の委員により審査を行いました。

その審査内容は会議録をご高覧いただくとし、各議案について審査結果の報告 をいたします。

まず、議案第14号 平成29年度玉城町一般会計補正予算(第5号)については、 質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第15号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第16号 平成29年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第17号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3号) については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第18号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第19号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第20号 平成29年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第21号 平成29年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第22号 平成29年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第23号 平成29年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第24号 平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第25号 平成30年度玉城町一般会計予算については、質疑を終了し、 討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第26号 平成30年度玉城町国民健康保険特別会計予算については、 質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第27号 平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第28号 平成30年度玉城町山村振興事業特別会計予算については、 質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第29号 平成30年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第30号 平成30年度玉城町介護保険特別会計予算については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第31号 平成30年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算については、 質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第32号 平成30年度玉城町病院事業会計予算については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第33号 平成30年度玉城町水道事業会計予算については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第34号 平成30年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算については、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

次に、議案第35号 平成30年度玉城町下水道事業会計予算については、質疑・ 討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました、議案の審査結果報告といたします。

〇議長(山口 和宏) 以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。 お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略することに 決定しました。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

○**議長(山口 和宏)** はじめに、議案第14号 平成29年度玉城町一般会計補正予 算(第5号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 平成29年度玉城町一般会計補正予算(第5号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員拳手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第14号 平成29年度玉城町一般会計補正予算(第5号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第15号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第15号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長**(山口 和宏) 次に、議案第16号 平成29年度玉城町住宅新築資金等貸付 事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。 討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 平成29年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員拳手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第16号 平成29年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第17号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第17号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第17号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第3号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第18号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第18号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第18号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第19号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補 正予算(第4号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第19号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員拳手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第19号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第20号 平成29年度玉城町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成29年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第20号 平成29年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第21号 平成29年度玉城町病院事業会計補正予 算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第21号 平成29年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第21号 平成29年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第22号 平成29年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第22号 平成29年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第22号 平成29年度玉城町水道事業会計補正予算 (第1号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第23号 平成29年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第23号 平成29年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第1号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第23号 平成29年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第24号 平成29年度玉城町下水道事業会計補正 予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第24号 平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第24号 平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)

は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第25号 平成30年度玉城町一般会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第25号 平成30年度玉城町一般会計予算について、採決します。 本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第25号 平成30年度玉城町一般会計予算は、委員長の報告の とおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第26号 平成30年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第26号 平成30年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、 採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第26号 平成30年度玉城町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第27号 平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付 事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第27号 平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予 算について、採決します。 本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第27号 平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第28号 平成30年度玉城町山村振興事業特別会 計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第28号 平成30年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、 採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第28号 平成30年度玉城町山村振興事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第29号 平成30年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第29号 平成30年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員拳手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第29号 平成30年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算は、 委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第30号 平成30年度玉城町介護保険特別会計予

算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第30号 平成30年度玉城町介護保険特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第30号 平成30年度玉城町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第31号 平成30年度玉城町後期高齢者医療特別 会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第31号 平成30年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第31号 平成30年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算は、 委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第32号 平成30年度玉城町病院事業会計予算に ついて、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第32号 平成30年度玉城町病院事業会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第32号 平成30年度玉城町病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第33号 平成30年度玉城町水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第33号 平成30年度玉城町水道事業会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第33号 平成30年度玉城町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長**(山口 和宏) 次に、議案第34号 平成30年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第34号 平成30年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員拳手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第34号 平成30年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算は、 委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(山口 和宏)** 次に、議案第35号 平成30年度玉城町下水道事業会計予算 について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これから、議案第35号 平成30年度玉城町下水道事業会計予算について、採決 します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案はけ委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第35号 平成30年度玉城町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第37 議案第36号の追加上程

○議長(山口 和宏) これより、追加議案の審議を行います。

日程第37 議案第36号 工事請負契約の締結について(平成29年 国災521号 準用河川外城田川左岸河川災害復旧工事(妙法寺))を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第36号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は国の災害復旧事業の採択を受け実施する、平成29年国災521号 準用河川外城田川左岸河川災害復旧工事(妙法寺)について、3月13日、一般競争入札を執行した結果、株式会社西山組と請負代金5,454万円、内消費税及び地方消費税額404万円で、請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお詳細は建設課長から説明いたさせます。

建設課長(東 博明)詳細説明

○議長(山口 和宏) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本議案については、会議規則第39条第3項の規 定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終わります。

これから 討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第36号 工事請負契約の締結について(平成29年 国災521号 準用河川外城田川左岸河川災害復旧工事(妙法寺))を採決します。

本案は原案のとおり 決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第36号 工事請負契約の締結について(平成29年 国災521 号準用河川外城田川左岸河川災害復旧工事(妙法寺))は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○議長(山口 和宏) 次に、日程第38 発議第1号 閉会中の継続審査の申し出 についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

したがって、 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに 決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(山口 和宏) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長、挨拶を願いします。

町長 计村修一君。

〇町長(辻村 修一) 閉会にあたり御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会に提案のすべての議案につきまして、原案を承認を賜わりまして、 厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆さん方には今日まで、町政運営につきまして、格別のご理解・ ご支援を賜わりましたことを重ねて御礼を申し上げます

お蔭様で、玉城町に転入をいただいた皆さん方からも、玉城町の子育て、あるいは学校教育、福祉の施策について、高い評価をいただいており、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

しかし、ご承知いただいておりますように、防災対策、あるいは少子化・高齢 化の施策など、町の持続発展のために急がなければならない課題も山積をしてお るわけでございまして、議員の皆さん方におかれましては、引き続き町政発展の ために、ご尽力賜わりますようお願いを申し上げて、御礼の挨拶とさせていただ きます。ありがとうございました。

○議長(山口 和宏) 閉会にあたり一言ご挨拶させていただきます。

29年度もあと半月あまりで、新しい30年度が始まりますけども、この3月定例会が終わりまして、30年度が執行されていきますので、また皆様方、議員各位におかれましては、今後ともよろしくご協力のほうお願いしたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(10時10分 閉会)